公　告

平成29年度伊野小学校プール・体育館、給食センター改築工事について一般競争入札を行いますので、いの町契約規則（平成16年いの町規則第46号）第５条により公告します。

平成29年9月14日

　　　　　 　　いの町長　　池田 牧子

第１　工事及び入札等の概要

１　工 事 名　平成29年度伊野小学校プール・体育館、給食センター改築工事

２ 工事番号　29い教工第48号

３　工事場所 高知県吾川郡いの町柳町12番地

４　工事概要

体育館棟 鉄筋コンクリート造3階建て、一部木造、延床面積1956.51㎡

給食センター 鉄筋コンクリート造2階建て、延床面積1037.04㎡

その他付属棟

建築後、約50年を経過している為、改築工事を実施して施設の安心、安全を図る。

５　工事内容

既存校舎を解体し、体育館棟、給食センター棟を建築し、既存体育館、プールを解体する。

詳しい内容については設計図書に示す。

６　工　　期　平成31年8月31日

７　この工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であること。

８　予定価格（消費税相当額抜きの額）事後公表

　９　申請期間　公告の日から平成29年10月4日（水）正午まで

10　入札日

(１)　入札日時

　　　　　平成29年11月2日（木）　午後1時30分から

(２)　入札及び開札場所

　　　　　いの町役場　１階　１０３会議室

11　この入札への参加者は、建設工事競争入札心得を了知すること。

　12　この入札は、入札参加資格を認めた者が２者以上の場合に行い、１者又は無い場合には行わない。また、入札参加を認めた者が２者以上あった場合でも、入札辞退等により１者となった場合には、入札を行わない。

13　この入札の参加申請において提出された申請書等は、返却しない。また、申請書等について提出期限後の差し替え、訂正等は認めない。

14　申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、当該申請を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

15　契約締結までの間に次に該当した場合には、落札決定を取り消すこと又は契約を締結しないことがある。

(１)　いの町建設工事指名停止措置要綱（平成18年いの町訓令第11号）又は指名回避措置基準要領（平成18年いの町訓令第13号）による措置を受けたとき

(２)　いの町建設工事指名停止措置要綱の対象となる事案に該当したとき

(３)　国又は高知県から指名停止等の措置を受けたとき

(４)　建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項又は第５項の規定による営業停止処分を受けたとき

(５)　 建設業法第8条第9号及びいの町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年いの町規則第22号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当したとき

(６)　第２に定める入札参加資格要件のいずれかを喪失したとき

16　落札者は、契約の締結の前に、工事施工中常駐させる現場代理人及びこの入札の参加申請で提出した配置予定技術者について、別に定める「現場代理人・技術者届」で届け出なければならない。

　　別途指定する日までに届出がない場合には、落札決定を取り消す。また、契約締結後に現場代理人の常駐又は専任の技術者の配置が困難となった場合には、契約の解除を行うことがある。

第２　入札参加資格

　　　この工事の入札に参加できる者は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件を満たす者であること。

１　共同企業体の要件

　(１)　共同企業体は自主結成方式とし、構成員の数は２者とする。

　(２)　構成員の組合せは、代表構成員の資格要件を満たす１者、その他の構成員の資格要件を満たす１者との組合せとする。

　(３)　各構成員の出資比率は、当該共同企業体の出資総額の３０％以上でなければならない。

　(４)　代表構成員は、構成員の中で等級の異なる者の間においては上位等級の者であることとし、代表構成員の出資比率は構成員中最大又は同等とする。

　(５)　各構成員は、当該工事の入札参加において、２以上の共同企業体の構成員を同時に兼ねることはできない。

２　共同企業体の構成員の要件

　(１)　いの町建設工事競争入札参加資格を有すること。

　(２)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

　(３)　この公告の日から当該工事の入札の日までの間に、いの町建設工事指名停止措置要綱又は指名回避措置基準要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。

(４)　この公告の日から当該工事の入札の日までの間に、国又は高知県から指名停止等の措置を受けていない者であること。

(５)　破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続き開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。

(６)　 建設業法第8条第9号及びいの町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

　３　共同企業体の代表構成員の要件

（１） 日本国内に主たる営業所（本社又は本店）を置く者で、直近の経営事項審査結果通知書における建築一式工事の総合評定値（P値）が900点以上の者であること。

（２） 平成１４年度以降に、延べ床面積2,000㎡以上の建築物の新築工事について元請けとして完成・引渡しを完了させた実績（受注形態が共同企業体である場合は当該共同企業体への出資比率が20％以上のものに限る）があること。尚、この工事の発注者には民間も含むものとする。

（３）　次の①から④の要件を満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、当該工事を施工するための下請契約の請負代金の額が6,000万円以上になると事前に判断される場合は、主任技術者に代えて、②から⑤の要件を満たす監理技術者を当初から専任で配置できること。

　　①　１級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。

　　②　建設業法第7条第１号若しくは第15条第１号に規定されるいわゆる経営業務の管理責任者又は第７条第２号若しくは第15条第２号に規定される営業所の専任技術者（許可業種は問わない。）でないこと。

　　 ③　この公告の日以前に申請者に採用され、申請時において引き続き３ヶ月以上雇用されている者であること。

　　 ④　次の要件を一契約ですべて満たす工事の従事経験を有する者であること。

イ　第２の３の（２）に掲げる要件を満たす工事への従事実績があること。ただし、受注形態と施工場所は問わない。

ロ　従事役職が現場代理人、監理技術者、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工で、発注者から監理技術者若しくは主任技術者に加えて専任配置を義務付けられた技術者に限る。

ハ　従事期間が工期の半分を超えていない場合は実績として認めない。

　　 ⑤　1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の能力を有する者であり、かつ、建築一式工事における監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

（４） 当該工事を施工するための下請契約の請負代金の額が6,000万円以上になると事前に判断される場合は、建築一式工事に関し建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第１項第2号の規定による特定建設業の許可を受けていること。

４　共同企業体のその他の構成員の要件

　　(１)　いの町内に主たる営業所（本社又は本店）を置く者で、直近の経営事項審査結果通知書における建築一式工事の総合評定値（P値）が700点以上の者であること。

(２)　次の要件を満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級建築施工管理技士、２級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。

②　建設業法第7条第１号若しくは第15条第１号に規定されるいわゆる経営業務の管理責任者又は第７条第２号若しくは第15条第２号に規定される営業所の専任技術者（許可業種は問わない。）でないこと。

　　③　この公告の日以前に申請者に採用され、申請時において引き続き３ヶ月以上雇用されている者であること。

第３　入札参加の方法等

この工事の入札に参加しようとする者は、提出期限までに一般競争入札参加資格確認申請書、配置予定技術者名簿その他必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。確認の結果、入札参加資格があると認められた者に限り、この工事の入札に参加することができる。

１　申請書の配布又は提出について

(１)　配布及び提出期限

　　　　　平成29年9月14日（木）から平成29年10月4日（水）正午まで（町の閉庁日を除く。）

(２)　配布又は提出場所

吾川郡いの町1700-1（いの町役場本庁舎）

　　　いの町管財契約課

　　　　　電話　088－893－1114

FAX　088－893－0871

(３)　配布方法

ホームページからのダウンロードによる。

公告及び申請書様式　http://nyusatsu.town.ino.kochi.jp/

(４)　提出方法

　　　　　いの町管財契約課に持参。特に認める場合を除き、郵送、ＦＡＸによる提出はできない。

　 (５)　設計図書の閲覧

　　　　設計図書は、この公告の日から当該工事の入札の前日までの間、第３の１の（３）に示したホームページにおいて公開する。

　　(６)　質疑応答

　　　　①　設計図書の内容について質問がある場合は、次により書面（様式自由）を提出すること。

ア　書面は、いの町管財契約課へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくはＦＡＸ（電話により着信を確認すること。）による。

イ　書面の受付期間は、この公告の日から平成29年10月10日（火）正午までの間、町の閉庁日を除く毎日とする。

②　質問に対する回答は、入札参加資格者全員にＦＡＸ送信する。

２　入札参加資格確認の通知

申請書の提出のあった者のうち、資格を有しないと確認した者についてのみ平成29年10月12日（木）までに、ＦＡＸにより通知し、資格を有すると確認した者には通知しない。

３　入札方法等について

(１)　郵便等による入札は、認めない。

(２)　入札時刻に遅れた者は、入札に参加することができない。

(３)　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

４　入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認を受けた後、次のいずれかに該当したときは、この工事の入札に参加できない。

(１)　第２に示した入札参加資格のいずれかを満たさなくなったとき

(２)　申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき

５　無効の入札

　　　建設工事競争入札心得第９条に該当した入札は、無効とする。

６　入札者の失格

　　　建設工事競争入札心得第10条に該当した入札者は、失格とする。

第４　入札保証金

　　　免除する。

第５　最低制限価格

　　　設定する。（予定価格の10分の7から10分の9までの範囲）

第６　契約の保証

　　この工事の落札者は、工事請負契約の締結に当たり、契約の保証として、請負代金額の10分の１以上の金額を保証する次の各号のいずれかを納付し、又は提出しなければならない。

１　保証金（現金に限る。）

２　債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関又は保証事業会社の保証書

３　債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険による保証に係る証券

４　債務の履行を保証する公共工事履行保証証券

第７　契約締結に関する事項

　　　本工事に係る契約は、町議会の議決を要するものであるので、落札決定した日を含めて８日以内に仮契約を締結し、町議会の議決後に本契約とするものとし、その旨を別途通知する。なお、落札決定から契約締結までの間に、次の要件に該当するものとなったときは、契約を締結しない、又は解除することがある。

１　第２入札参加資格の各号のいずれかの要件を満たさなくなったとき

２　本町から指名停止又は指名回避等の処分を受けたとき

３　建設業法第２８条第３項もしくは第５項の規定による営業停止の処分を受けたとき

４　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者

５　破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続き開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者。

ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者で、再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けた日以降に、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２７条の２３の規定に基づく経営事項審査を受け、本町の入札参加資格の再認定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

６　建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２６条による技術者を配置できない者

７　建設業法第8条第9号及びいの町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当したとき

第８　その他

　１　入札に際し、入札金額に係る積算の内訳を明らかにした工事費内訳書を提出すること。記載すべき工種等については、第３の１の（３）に示したホームページにおいて示す。

２　この入札による落札者は、契約書提出時に独占禁止法の遵守に係る誓約書を提出すること。誓約書を提出しない場合は、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。

３　落札者は、契約締結時に中間前金払又は部分払のいずれかの支払い方法を選択できる。ただし、契約締結後は、支払い方法の変更を認めない。

一般競争入札参加資格確認申請書作成要領

平成29年度伊野小学校プール・体育館、給食センター改築工事

（29い教工第48号）

いの町

第１　申請様式の記載要領等

　　　申請書様式は様式第１号とし、以下の書類を添付する。

　１　直近の経営事項審査結果通知書

　２　同種工事の施工実績（別紙１）

1. 施工実績は１件以上記載すること。
2. 記載内容の確認資料として、CORINS工事カルテ又は登録内容証明書の写し（民間が発注した工事である場合は施工実績を証する書類）を必ず添付すること。

　３　配置予定技術者名簿（別紙２及び別紙３）

(１)　配置予定の主任技術者又は監理技術者について、保有資格等を記載すること。

(２)　別紙２及び別紙３の記入要領

ア　経験年数は、申請日までの実務経験年数を記載すること。

　　　イ　雇用年月は、申請者に雇用された年と月、及び現在までの雇用期間を記載すること。

　　　　　ウ　別紙２の施工実績は１件以上記載すること。

(３)　記載内容の確認資料として、健康保険証（３ヶ月以上雇用されていることが証明できるもの。）、技術検定合格証明書、別紙２についてはCORINS工事カルテ又は登録内容証明書の写し（民間が発注した工事である場合は施工実績を証する書類）、監理技術者を配置する場合にあっては、監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証を必ず添付すること。

第２　その他

１　入札参加申請書の綴じ順

(１)　一般競争入札特定建設工事共同企業体入札参加資格確認申請書（様式第１号）

(２)　同種工事の施工実績（別紙１）

(３)　配置予定技術者名簿（別紙２及び別紙３）

(４)　特定建設工事共同企業体協定書（様式第２号）別とじ

(５)　使用印鑑届（別紙４）

(６)　委任状（別紙５）

様式第1号

一般競争入札特定建設工事共同企業体入札参加資格確認申請書

年　　月　　日

いの町長　　○○　○○ 　様

共同企業体の名称　　　　　○○・○○特定建設工事共同企業体

　　　　　　　　共同企業体の代表者の住所

　　　　　　　　名称及び代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　共同企業体の構成員の住所

　　　　　　　　名称及び代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　平成　　年　　月　　日付けで入札公告のありました○○工事（○○第○○号）の入札に参加したいので、下記の書類を添えて申請します。

　なお、この申請書の全ての記載事項及び添付書類の内容については事実と相違なく、指名停止等の欠格要件に該当しないことを誓約します。

記

１　同種工事の施工実績（別紙１）

２　配置予定技術者名簿（別紙２及び別紙３）

３　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（様式第２号）別とじ

４　使用印鑑届（別紙４）

５　委任状（別紙５）

別紙１

同種工事の施工実績(記載例)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　会社名

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 工事名称等 | 工事名 |  |
| 発注機関名 |  |
| 施工場所 |  |
| 契約金額 | ○○○,○○○千円  (うち出資比率に応じた額○○,○○○千円) |
| 工期 | 年　月～　年　月 |
| 受注形態 | 単体／共同企業体名 |
| 工事内容 | 施工方法  規模  寸法等 |  |

(注)

　1　共同企業体構成員としての施工実績は出資比率が20％以上のものに限る。

　2　記載内容の確認資料として、CORINS工事カルテ又は登録内容証明書の写し（民間が発注した工事である場合は施工実績を証する書類）を必ず添付すること。

別紙2

配置予定技術者名簿(記載例)

　　　　　　　　　　　　　　　　会社名

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 配置技術者の分類  （配置する役職に〇をする） | | 主任技術者　　　　・　　　　監理技術者 |
| 配置予定技術者氏名 | |  |
| 生年月日 | | 年　　月　　日 |
| 法令による免許 | | １級又は２級建築施工管理技士(取得年及び登録番号)(経験年数　年　月)　指定建設業監理技術者資格(取得年及び登録番号) |
| 雇用年月(雇用期間) | | 年　　月(○年○ヶ月) |
| 施工経験の概要 | 工事名 |  |
| 発注機関名 |  |
| 施工場所 |  |
| 契約金額 | ○○○,○○○千円  (うち出資比率に応じた額○○,○○○千円) |
| 工期 | 年　　月　～　　　　　年　　月 |
| 受注形態 | 単体／共同企業体名 |
| 従事役職 |  |
| 工事内容 |  |

(注)

　　1　記載内容の確認資料として、健康保険証(3ヶ月以上雇用されていることがわかるもの)、技術検定合格証明書、CORINS工事カルテ又は登録内容証明書の写し（民間が発注した工事である場合は施工実績を証する書類）監理技術者を配置する場合にあっては、監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証を必ず添付すること。

別紙３

配置予定技術者名簿（記載例）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会社名

|  |  |
| --- | --- |
| 配置技術者の分類  （配置する役職に〇をする） | 主任技術者　　　　・　　　　監理技術者 |
| 配置予定技術者氏名 |  |
| 生　年　月　日 | 年　　月　　日 |
| 法令による免許 | １級又は２級建築施工管理技士 (取得年及び登録番号)(経験年数　年　月） |
| 雇用年月（雇用期間） | 平成　　年　　月（○年○ヶ月） |

（注）

　１　記載内容の確認資料として、健康保険証（３ヶ月以上雇用されていることが証明できるもの）、技術検定合格証明書の写しを必ず添付すること。

様式第2号

　特定建設工事共同企業体協定書（甲）

　(目的)

第1条　当共同企業体は、○○工事（○○第○○号）の建設事業を共同連帯して営むことを目的とし、他の事業は一切営まない。

　(名称)

第2条　当共同企業体は、○○・○○特定建設工事共同企業体と称する。

　(事業所の所在地)

第3条　当共同企業体は事務所を○○市○○町○○番地○○建設株式会社に置く。

　(成立の時期及び解散の時期)

第4条　当共同企業体は、　年　月　日に成立し、○○工事の終了後6箇月を経過するまでの間は解散することができない。

　(構成員の住所及び名称)

第5条　当共同企業体は、○○市○○町○○番地○○建設株式会社、○○市○○町○○番地○○建設株式会社をもってその構成員とする。

　(代表者の名称)

第6条　当共同企業体は、○○建設株式会社代表取締役○○○をもって代表者とする。

　(代表者の権限)

第7条　当企業体の代表者は、建設工事の施行に関し、当共同企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求及び受領並びに当共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

　(構成員の出資の割合)

第8条　当共同企業体の各構成員（以下「構成員」という。）は、次の割合によって出資するものとする。

　　　　　○○建設株式会社　　　○○パーセント

　　　　　○○建設株式会社　　　○○パーセント

2　金銭以外のものによる出資については、時価を考慮のうえ構成員が協議して定めた額をもって前項の割合に算入する。

　(運営委員会)

第9条　当共同企業体は構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

　(構成員の責任)

第10条　各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

　(取引金融機関)

第11条　当企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

　(決算)

第12条　当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

　(利益の配当の割合)

第13条　決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

　(欠損金の負担の割合)

第14条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

　(権利義務の譲渡の制限)

第15条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

　(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2　構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員は工事の施工について、発注者と協議するものとする。

3　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

4　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

　(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条　前条第2項から第4項までの規定は、構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合において、準用するものとする。

　(解散後のかし担保責任)

第18条　当企業体が解散した後においても、当該工事についてかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

　(協定書に定めのない事項)

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　○○建設株式会社外○社は、上記のとおり○○・○○特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠として、この協定書正本○通及び副本１通を作成し、各通に構成員が記名捺印のうえ、正本については各自所持するものとし、副本については入札参加資格確認申請のためいの町長に提出するものとする。

　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　共同企業体の名称　　　　○○・○○特定建設工事共同企業体

　　　　　代表者　　　　○○建設株式会社

　　　　　　　　　　　　　代表取締役

　　　　　構成員　　　　住所

(代表者)　　　氏名　　○○建設株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　構成員　　　　住所

　　　　　氏名　　○○建設株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　　　　　　　　　　　　　　　　　印

別紙４

使用印鑑届

|  |  |
| --- | --- |
| 使用印 |  |

　○○工事に係る○○・○○特定建設工事共同企業体の代表者の使用印鑑を上記のとおりお届けします。

　　　　年　　月　　日

○○・○○特定建設工事共同企業体

　(代表者)共同企業体の構成員の住所

　　　　　　名称及び代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

別紙５

年　　月　　日

　いの町長　　○○　○○　　様

○○・○○特定建設工事共同企業体

構成員　　住所

　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

構成員　　住所

　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

委 任 状

　下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

1　○○工事（○○第○○号）の入札、見積、契約の締結並びに工事請負代金の請求及び受領に際し　○○・○○特定建設工事共同企業体を代表して行う件

2　その他工事契約履行に関する一切の件

3　復代理人を選任する件

記

　　　　　　○○・○○特定建設工事共同企業体

　　　　　　(代表者)共同企業体の構成員の住所

　　　　　　　　　　名称及び代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　印